

清水町廃屋解体撤去事業補助制度



町内市街地の住宅等を解体・撤去する方を対象に、補助金を交付します。

● 対象区域

清水市街地（下水道認可計画区域）及び御影市街地（御影集落排水処置計画区域）

● 対象住宅

- ① 個人が所有する専用住宅及び併用住宅等（住宅を解体・撤去する場合は物置や車庫も対象）
- ② 借地に建設されている場合は、土地所有者の同意を得ていること
- ③ 跡地の利用計画又は常に良好な管理を保証されるもの
- ④ 公的補償費の対象住宅等でないこと
- ⑤ 他の関連または重複する補助がないこと
- ⑥ 町税等の滞納がないこと

● 補助金額

◎住宅（物置・車庫も含む）

1㎡当たり10,000円の2分の1で上限50万円

◎塀・囲い等（住宅と合わせて解体・撤去する場合のみ）

撤去費用に要する額の2分の1で上限10万円

● 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

※期間内に完了報告まで提出してください。

● 事業実施上の注意事項

- 建物の解体・撤去は、建設業法に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可または建設リサイクル法に基づく北海道知事の登録を受けた事業者が実施してください。
- 建物の解体・撤去に伴う産業廃棄物収集運搬、処理等は北海道知事の許可を受けた事業者が実施してください。
- 住宅の解体撤去に伴い、土地の固定資産税の軽減が無くなる場合があります。詳細については税務課（電話 62-1152）にご相談ください。
- 共有名義の場合は、代表者を1名決め、共有者全員の同意書をつけて申請してください。補助金は代表者に交付されます。
- この補助金は予算枠が限られているため、上限に達した段階で受付終了となる場合がありますのでご了承ください。

● 申請の流れ

補助金交付申請

工事着工前に申請してください。
必要書類・・・①交付申請書 ②解体撤去建物一覧(2棟以上解体する場合) ③見積書の写し ④位置図・見取り図(面積がわかるもの) ⑤同意書(借地や所有者が複数いる場合) ⑥土地管理人指定届(土地の管理が困難な場合) ⑦工事着工前の写真

町 認定通知

申請書を審査の上、認定通知書と補助金指令書により通知します。

解体工事実施

完了報告

工事終了後に完了報告書を提出してください。
必要書類・・・①完了報告書 ②工事写真(工事中・完了後) ③収支計算書 ④産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し ④口座指定届

町 補助金交付

完了報告書を審査の上、確定通知書により金額を確定し、補助金を交付します。

● 申込み・問い合わせ先

清水町役場町民生活課生活環境係
〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL: 0156-67-7555

